

入退院調整ルール運用状況調査 実施要領

1 目的

各圏域で策定された入退院調整ルール（※）に基づく入退院時情報提供割合等運用状況を調査し、連携上の効果や課題等を把握する。

※ここでいう「入退院調整ルール」とは、在宅医療・介護サービスを切れ目なく一体的に提供するため、医療機関と居宅介護支援事業所等が連携及び情報共有を図る仕組みのことで、圏域により、様々な名称があります。

また、「入退院調整ルール」は、連携ツールのひとつであり、活用を強制したり、既存の取組を妨げるものではありません。

2 対象機関

居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター（以下「調査対象事業所」という。）

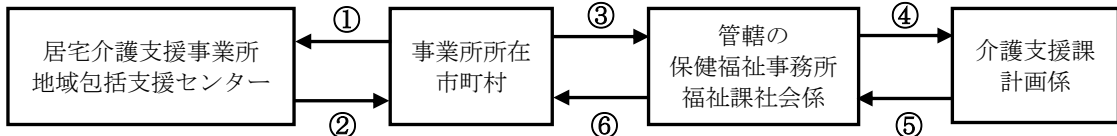
3 調査対象期間

平成 30 年 11 月 1 日～12 月 31 日（期間中の入退院ケースについて調査）

4 調査方法

- ① 事業所所在市町村は、調査対象事業所に対し、調査依頼通知（県より雛型を提示）を发出
- ② 調査対象事業所は、「別紙 1」を事業所所在市町村へ原則、電子メールで提出
- ③ 市町村は、事業所からの回答を「別紙 2」にまとめ、管轄の保健福祉事務所福祉課社会係へ電子メールで提出
- ④ 保健福祉事務所は管内市町村分を「別紙 3」にまとめ、介護支援課計画係へ電子メールで提出
- ⑤ 介護支援課は、保健福祉事務所へ調査結果のフィードバックを行う
- ⑥ 保健福祉事務所は、市町村等へ調査結果のフィードバックを行う

【調査フロー】



【締切等】

報告者 → 報告先	提出書類	締 切
調査対象事業所→所在市町村	別紙 1	平成 31 年 1 月 31 日（木）
市町村→保健福祉事務所福祉課	別紙 2	平成 31 年 2 月 15 日（金）
保健福祉事務所→介護支援課	別紙 3	平成 31 年 2 月 28 日（木）

5 スケジュール

平成 30 年 8～9 月	各圏域において保健福祉事務所から市町村に調査について説明
9～10 月	居宅介護支援事業所連絡会等で市町村から調査対象機関へ説明・調査依頼
11 月～12 月	調査実施
平成 31 年 1～2 月	報告

6 その他

本調査を踏まえ、平成 31 年度以降の調査方法等について検討を行う